

(仮称) 霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年3月19日(金) 午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	仮屋 国治 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	山口 仁美 君	委員	山田 龍治 君
委員	松枝 正浩 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	愛甲 信雄 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	徳田 修和 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	松元 深 君	委員	池田 綱雄 君
委員	厚地 覚 君	委員	新橋 実 君
委員	植山 利博 君	委員	池田 守 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	蔵原 勇 君
委員	前川原 正人 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	環境衛生課長	楠元 聡 君
環境衛生課主幹	末松 正純 君	環境衛生課衛生施設G主査	四本 久 君

5 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

6 本委員会の調査案件は次のとおりである。

(仮称) 霧島市クリーンセンター施設の整備等について

7 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時00分」

○委員長(仮屋国治君)

ただいまから(仮称)霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別会を開会します。しばらく休憩します。

[牧園生コンクリート跡地現地調査]

「休 憩 午前 9時00分」

「再 開 午前10時45分」

○委員長(仮屋国治君)

再開します。現地調査お疲れさまでございました。それでは現地調査に引き続き、(仮称)霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別委員会の室内調査を行います。これまで2回にわたり、本施設整備に係る事業経過、基本構想、基本計画、運営方式、事業者選定方法等について詳しく調査を行ってまいりました。本日は、御手元に配付しました、次第書のとおり、まず現地調査に関する質疑を行い、そのあと事業実施までの背景等、運営コストの縮減、事業方式の検討について、それぞれ総括的な説明を頂き、質疑を行いたいと思います。また、前回委員から御要望のあったクリーンセンター施設整備と組合脱退等を踏まえた費用の比較検討に関する資料も提出さ

れていますので、そちらについてもあわせて調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にご挨拶申し上げます。御手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、現地調査について、質疑を行いたいと思いますが、御手元に、総務環境常任委員会の議事録を配付させていただいております。徳田委員長のほうから簡単に、概要の説明をお願いしたいと思います。

○委員（徳田修和君）

先に行われました、総務環境常任委員会付託の案件、議案第10号の審査の議事録のほう皆様の御手元のほうに、お配りさせていただきました。これも関連がありますので、今日現地確認していただいた場所についての質疑も、数多くなされているところでございます。具体的には、3枚目。3枚目といいますか、裏表あって2枚目の下段の辺りからが、ほとんど質疑になります。賃貸契約に関わる賃料への質疑であったり、利便性、また今日頂いた航空写真も委員会のほうでは同じものをいただいております、コンクリート舗装の内容であったり等々、質疑が出たところでございます。本日の現地調査後の質疑におきましても、またこれも参考にさせていただいて、重複するところはまた控えていただきながら、より深いところの議論等がしていただければ、皆様にもとっては、この当委員会の質疑が充実したものになると思いますので、御参考までに配らせていただいております。

○委員長（仮屋国治君）

それでは質疑に入りたいと思いますが、この議事録を目通しいただき、重複する点は極力避けていただきますようお願いを申し上げます。それでは現地調査について質疑はございませんか。しばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時50分」

「再開 午前10時55分」

再開いたします。運営経費につきましては、2項目の運営コスト削減のところから出てまいりますので、運営費につきましては、そのところでまた議論をいただき、質疑をいただければと思っております。その他の基本的な事項についての質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

○委員（植山利博君）

見落としているかもしれませんが、まず今予定されている集積場までの横川の中心部、総合支所庁舎があるところから、どれぐらいの距離があって、牧園総合支所がある今度建設をされますけれども、あそこからどれぐらいの距離があるのか。また逆に、未来館までの距離が、横川総合支所からどれぐらいあって、牧園総合支所からどれぐらいあるか、お尋ねします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今手元にその資料がありませんので後ほど回答させていただきます。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにご覧ありませんか。

○委員（宮内 博君）

運営経費ということになると後からということですけど、どの程度ここでできるのかというのはわかりませんが、一つは、賃貸契約等については、まだ、令和4年度に結ぶというようなことが、委員会でもやりとりがなされているわけですね。それで基本的なところでお尋ねしたいんですけど、現地を見てすぐに入り口から、左側のほうに、受入保管ヤードというのが設置をされるということになっているわけですね。それでいわゆる横川・牧園地区のステーションに置かれるごみについては、収集車が当然、収集を従来どおりされるでしょうから。あと持込みの関係です。七千数百台、八千台近い持込み実績があるんですけども、それを一時的に置くストックヤードというのが、ここになるのかなというふうに思うんですけど。当然生ごみも持ち込

まれるという可能性もあるわけですので、今後このストックヤードを野生の鳥獣被害等から防ぐために一定程度、この施設を整備するつもりなのかどうなのかということをお答えいただけませんか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず今出ました生ごみの関係でございますけれども、中継基地で一番問題になるのは、やはり生ごみだと思います。生ごみについて私どもで考えているのは、ごみ収集車、いわゆるパッカー車と言われるものなんですけど、そちらのほうを常時置いておいて、直接、パッカー車のほうに投入するというのであれば、可燃ごみ袋から汁が出るという、そういう問題も解決するんじゃないだろうかと。直接入れるということでございます。そのほかの資源ごみ、不燃物、そういうものは、一時仮置きということになります。こちらのほうも、現在どのような仕切りでやるかというのはまだ決まっていないとこですけれども、そのことについても今後検討していきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

それはいわゆる今稼働している牧園・横川のごみを収集するパッカー車というのは当然あるだろうですけれども、新たにそこに配備するということになると、常時そこに置いておくということになるだろうというふうに思いますけれど、それはそういう車両の余裕があるということを見込んで、そのようにしようというふうになっているんですか。それも含めて、また今後どういうふうにするのかっていうのは、これからの課題だというふうに認識をしてよろしいんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほどお配りをしたこの図面につきましても、私どものほうで、相手方と交渉するに当たって、想定して作った図面でございます。まだまだ今後、現地でも御説明したとおり、今後変更が予想されるということでございます。なので、この図面に入って右側に資源物、左側に可燃物、中央に事務所というようなこの配置も、今後詰めていく中、変更になるというふうに思っております。ただし、環境衛生課長が申しますとおり、生ごみについてはやはり鳥獣であったりとか、あるいは、においであったりとかというような被害が予想されますので、パッカー車を駐車しておいて、停めておいて、そこに直接入れてもらって、たまったら車ごと敷根に運転して持っていってもらうというような方式にしたいというふうに希望しているところでございます。パッカー車の余裕につきましても、まだここの運営を、どちらにお願いをするかということすら決まっておりませんので、当然ながら、そういう中で、今後詰めていかなければならないというふうに思っております。現状としてはそういうような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

実際にはまだ詰め非常に浅い段階だということだろうと思うんですね。本格的にはこれから具体的な詰めをしていくということは、かなりの部分を占めるのではないのかなというふうに思うんですけれど。にしては、年間の経費が4,000万円ぐらいで止まるという、そういうのを先行して、いかにもその経費の削減が進むんだというようなことを前面に出して計画が進められるということについてはいかがなものかなというふうに思うんですよね。それで資料提出要求書を出し、資料を頂いたんですけど、この資料が、出されたのが一昨年の6月ですよね。それで一昨年の6月の段階で、4,080万円という金額が出されていると。この時点で、牧園生コンクリートの所が、候補地として決まっていたということなんでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

一昨年というお話でございましたけれども、私どものほうのこれまでの経緯といたしましては、令和元年、平成31年4月の地区自治公民館長、自治会長会、牧園地区と、横川地区において、未来館の直接持込みについて、新たな措置を講ずるということ、市長のほうから、地域の方々に御説明を申し上げたという経緯がございまして、その直後から、どういう方法がいいのかということで、幾つかの手法について検討を進めてまいりました。その中で、新たにそういう集積場設

置をするというようなことも検討してまいりましたので、そのときに、中間的な集積所を設置した場合、どれくらい掛かるだろうかとということで、そういう生業をなさっておられる業者にお伺いをして、さきの資料要求で出した資料によりますと、業者に聞き取りをして、おおむね運営費だけであれば、年間1,700万円程度であろうというような回答を頂いたので、それを含めまして、新たに生ずる経費が、4,000万円程度というふうに、これまで答弁してきたところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど4,080万円と言いましたが4,008万円に訂正をお願いしたいと思うんですけど。ということはこの資料を見ると、事業者からの概算であり、行政側の目線でしっかり試算したということには全くなってないわけですよ。ですから、当然、これから詰める作業をすることによって、動いていくと。この数字そのものはですね。そここのところは否定できないと思いますけども、確認をさせてください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

概算で、我々も業者をお願いしております。業者の方々も、やはり役所に出すということで、頻繁に見積りをお願いするようになりますと、それなりの時間や、人件費が掛かるわけですので、頻繁にお願いするわけにもいかず、最初をお願いした概算の中で、私ども予想しております。ただ、ほぼ、我々として考えておりますが、この施設については、民間に運営を委託するというので考えておりますので、この費用というのは民間ベースで、委託を受けた場合にどれくらいになりますかという、見積りについて頂いたというような経緯でございます。あと、当然ながら今後、詳細を詰めていく中で、金額が変わってくるものと考えております。

○委員長（仮屋国治君）

経費面は次の項目で。それと内容についても、ほぼ未確定の要素が多いと。概要を説明いただいた段階であります。その辺も踏まえていただいて、ほかに質疑はございませんか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほどの植山委員の質問でお答えしたいと思います。今朝見ていただきました牧園生コンクリートから横川総合支所、それと牧園総合支所の距離なんですけれども、これはおおむね約5kmか。そして、牧園生コンクリートの現場から未来館までが約14kmでございます。

○委員（植山利博君）

私が聞いたのは、先ほど横川、牧園から5kmですから、未来館までの距離は、それぞれ牧園・横川の総合支所付近から、未来館までどれくらいありますかということ聞いたんですけれど。

○環境衛生課衛生施設G主査（四元一実君）

各支所から未来館までですと、横川総合支所から未来館までが約10km程度で牧園総合支所から、未来館までは約20kmです。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日配付いたしました資料に基づき調査を行います。まず、資料1の1から3、事業実施までの背景等について執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

（仮称）霧島市クリーンセンターの整備等について御説明します。冒頭委員長からございましたとおり、これまで2回にわたり、当該事業の経過、新設整備に係る基本構想、基本計画等の策定状況、施設の運営方式の検討結果、事業者の選定方法等について説明しますとともに、敷根清掃センター新設建設予定地及び伊佐北始良環境管理組合、未来館の現地調査を実施していただきました。本日は、伊佐北始良環境管理組合からの脱退に伴い設置するごみ集積場の候補地の現地調査に引き続き、改めて前回までのまとめと、先進地における事業者選定の事例、経費に関する試算について説明することとしております。詳細については、環境衛生課長が説明いたしますの

で、よろしくお願ひいたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

（仮称）霧島市クリーンセンターの整備の概要について説明します。資料1の1ページを御覧ください。1点目の事業実施までの背景等について説明します。一般的に、ごみ処理施設の焼却処理プラントの寿命は、15年間から20年間となっているため、基幹的設備改良工事の実施による既存施設の延命化又は施設の新設のいずれかを選択しなければなりません。敷根清掃センターの場合、現状のごみの排出量を考慮すると、1炉運転しながらプラントを入れ替えることは不可能であったこと、また工事の期間中に受け入れてくれる施設を見つけることができなかつたこと、さらに仮設炉の設置も検討しましたが、現実的ではないことなどから基幹的改良は困難であると判断しました。このため、平成30年3月に、①焼却施設を新設する、②焼却方式はストーカ炉とする、③建設地は現施設周辺とする、④令和7年度の稼動開始を目指す、という基本方針を決定し、本市議会及び福山町小廻地区・国分敷根地区で説明しました。建設地を現施設周辺としたことについては、引き続き第二工場を活用できることなどが主な理由です。なお、第二工場も民間に委託することとしました。次に2点目の事業実施に向けての検討作業について説明します。平成31年4月に霧島市ごみ処理施設整備・運営事業検討委員会を設置し事業を進めてきました。検討委員会の目的、所掌事務等は、別紙1の設置要綱のとおりです。別紙2の検討内容とスケジュールを御覧ください。検討委員会設置後、同年8月から今日まで8回会議を開催しています。今後、入札参加を表明したプラントメーカーとの対面的対話、事業提案ヒアリングの事前準備などを経て、8月に事業提案の審査・公表等を行う予定です。次に3点目の焼却炉の規模について説明します。施設の規模については、当初、規模が115t～155t程度になると想定して検討を開始し、長期間に渡って適切かつ安定的にごみを焼却することや、将来、本市にとって過大な施設規模とならないようにすることなどの観点から、140tに縮小しました。なお、横川・牧園地区のごみは、量が少ないため、規模の決定に影響しません[7ページに訂正発言あり]。

○委員長（仮屋国治君）

ただいま、資料1の1項目目の説明が終わりました。前2回の委員会においては資料が非常に膨大でありましたので、今回の調査は執行部に総括でまとめてきていただいた内容ですので、質疑も論点を明確にしてお願ひします。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

まず施設の規模の関係について、お尋ねしたいと思います。今、115tから155t程度になることを想定したけれども、縮小して140tにしたと。牧園・横川のごみは、規模の決定に影響しないという説明であったわけでありませうけれども、私どもが委員会で前回いただいた、クリーンセンターの施設整備調査特別委員会資料、1冊目のところに、施設の規模の関係について、書いてある部分がありますよね。そのところでお尋ねしたいのですけれども、5ページになりますけれども、そこに140tにした規模の説明と。計算式も含めて、書かれてございます。今の課長の口述では、先ほど言いましたように、横川・牧園地区のごみは、規模の決定に影響しないとおっしゃっているのですけれども、実際にこの基本構想の段階ではどんなふう書いてあるんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

1回目にお配りした資料の基本構想の5ページのことと思われませう。こちらのほうでは、まず1の処理対象物と計画処理量ということで、こちらのほうを読ませていただきますと、新ごみ処理施設の処理対象物及び計画処理量は、本市の平成28年度から令和元年度に敷根清掃センター若しくは未来館におけるごみ処理実績を踏まえて、表2-1を予定している。なお、令和9年度以降の計画処理量は、霧島市全体のごみ量が減少していないことや、霧島市ふるさと創生人口ビジョンにおいて、令和42年度に、12万9,994人を目標としていることから、令和8年度と同程度の計画処理量を見込むこととすると書いてあります。それで、下段の施設規模の算出式で、140tという数字を出しているところだ。それと、もし御手元に資料がございましたら、同じ基本構想7

ページを御覧ください。その一番上の4、災害廃棄物の処理というのがございます。こちら、一部読ませていただきます。新ごみ処理施設では、災害発生に伴う可燃物の受入れを想定している。新ごみ処理施設で処理する災害廃棄物は、鹿児島県災害廃棄物処理計画の中位シナリオをもとに、計画処理量の10%に当たる3,759 tを見込むものとする。なお、施設の規模の算出では、稼働日数は280日として設定しているが、近年の焼却施設は、年間300日程度の稼働も可能となっている。そこで、施設規模140 tの場合、施設稼働日数を増やすことにより、災害廃棄物3,761 tが処理可能であるか検討した結果を、表2-4に示しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

要するに、この計画の段階で、牧園・横川のごみも含めて試算をしているということですよ。5ページのところを文章的に読むとそういうふうになっている。だから、あえて先ほどで、横川・牧園のごみは量が少ないため規模の決定に影響しないと。こういう表現は、もともと作る段階で入れているわけだから、間違いじゃないですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

基本計画の御質問でございますけれども、私ども、これも本会議でも御説明いたしましたけれども、今回、入札公告をしている施設につきましては、今後、20年間の運営をお願いするというにしておりますが、入札公告の中では、35年間活用するというを想定しての提案を。運営費は20年分だけれども、施設自体はもう1回、途中で、基幹改良をして、あと15年使うということ想定して、提案してほしいということで、プラントメーカーをお願いしているところでございます。そういう長期のものを使うということと、そういう長期間の運転になりますと、私どもとしてはどうしてもリスクを考えないといけないということで、ごみ減量化計画等を基に、将来ごみ量というものを推計しているわけでございますけれども、ごみ減量化の計画につきましては、私どもといたしましても、一生懸命市民の皆さんに啓発をして、ごみの減量化に努めていただくという努力は一生懸命しておりますけれども、あくまでも我々ができるのは啓発であって、強制力はないというのが一つございます。そういうことからいきますと、リスクを考えますと、現在のごみ量を確実に処理できるかどうかというところで、規模の論点としては、大きな議論があったところでございます。先ほど宮内委員の御質疑がございましたけれども、令和元年度の敷根清掃センターの可燃ごみの処理は3万3,841 tでございます。搬入量はですね。これに通常見込まれる災害廃棄物の量、これを10%見込みますと、3万7,225 tとなります。これを標準的な環境省が示している280日、それに運転調整を掛ける0.96というような数値を掛けますと、そこからはじき出される施設の規模は138.5 tということになります。これに未来館で処理している部分、令和元年度で3,105 tですけれども、これを加えますと、もともとの可燃ごみの量が3万6,946 tになります。これを1.1倍しますと、4万641 tということになりまして、これを処理するとなると、151.2 tということになります。そういうこともございまして、私どもとしては、140 tで抑えた、つまり10 t縮減をした、あるいは、151 tですので余裕を見て155 tということも想定できたわけでございますけれども、災害処理分を運転日数を延ばすことで処理ができるのではないだろうかということで、規模の縮減を図ったという経緯でございます。

○委員長（仮屋国治君）

対策監、7ページのところの表の280日稼働、290から300日稼働とありますね。ここをしたときに、トン数を説明してもらえませんか。続けてください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

7ページの表を御覧ください。2の4、災害廃棄物の処理可能量の検討ということでございまして、上の段から計画処理量からずっと出ているんですけれども、最大300日稼働させたときに、何t処理ができるかという計算でございます。そういたしますと、④4段目のところで4万2,000 tという数字が出てまいります。これが300日稼働させたときの、最大処理量ということになってまいります。それから280日とか様々、出しておりますけれども、計画処理量を超えて280日であ

っても4.3%で1,600 t程度処理ができる。あるいは、290日稼働させると、3,000 t程度の災害ごみの処理もできる。300日稼働させると、4,400 t余りの処理までできるというようなことを検証いたしましたして、140 tに縮小しても大丈夫なんじゃないかという結論に至ったというところでございます。

○委員（宮内 博君）

災害ごみっていうのは、緊急避難的にやらなければいけない、恒常的にあるごみということではないでしょうから、そのときには計画よりも稼働日数を増やして処理をするということだろうと思うんですね。私が先ほど聞いたのは5ページのところにある記述との関係ですよね。これをそのまま読みますと、未来館のごみと敷根清掃センターのごみと、平成28年から令和元年度に受け入れたごみの実績を踏まえて、この計画をつくりましたよというふうに書いてありますよねと。ということは最初から未来館のごみを受け入れるということでの新しいクリーンセンターの計画になっていますよねと。そこは確認できますかと聞いているだけであります。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

未来館から脱退して、ごみの処理を本市が統一をするということについては、平成30年12月に市長が明言されておりますので、それ以降に作った計画でございます。当然ながら、本市内の全てのごみを一括して処理をするという計画になっております。

○委員（宮内 博君）

そうすると、後段のところ、対策監がお話をした横川・牧園のごみを受け入れると150 tの施設が必要になるという展開はおかしいじゃないですか。なぜそういうふうになるんですか。

○委員長（仮屋国治君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時29分」

「再開 午前11時30分」

再開します。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

本市の計画で、7ページ。先ほど環境衛生課長が説明をいたしました災害廃棄物処理のこの部分というものは、いわゆる普通に計画を作る場合にはこういう形、こういう記載は余りしないところでございます。通常、国の国庫補助基準でいまましても、通常ごみの処理量プラス10%の災害ごみ量を見込んだ上で、施設の規模は決定するというのがオーソドックスなやり方ということでございます。それで、先ほど御説明したとおり、現在敷根で処理をしているごみに、10%加算をして、環境省が示す基準で計算をすると138.5 tになる。つまり140 t程度というものが導かれますということございまして、その線でいきますと、牧園・横川のごみ量というのは、規模の中では考慮するほどの量ではなかったですというお話です。

○委員長（仮屋国治君）

休憩いたします。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時40分」

再開します。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほど答弁いたしました、口述書の中で、1ページ目の下から4行目でございます。「なお、横川・牧園地区のごみは量が少ないため規模の決定に影響しません。」と書いております。こちらのほうを削除お願いいたします。

○委員長（仮屋国治君）

休憩します。

「休憩 午前11時41分」

「再開 午前11時41分」

再開します。ほかにございせんか。

○委員（宮内 博君）

規模の決定の関係については削除をされましたけれども、そうしますと先ほどあったように牧園・横川を含めると151.2tというところも、これは整合性がなくなってくるわけですよ。一応140tを決める根拠の一つに、牧園横川のごみも含めて決定をしているわけですから。含めると膨らむということになると、新たな矛盾が出てくるということになりますので、そのところは、訂正しなくてよろしいですか。

○市民環境部長（本村成明君）

結局、計算式のところは、何回か説明していますので、御理解を頂いていると思うんですけども。本会議でもやりとりをしましたように、私どもが140t導き出したのは、この基本構想の該当ページも皆さん御覧いただいていると思うんですけども、令和8年度でございます。令和8年度。そして対策監が先ほど151.2tと申し上げましたのは、令和元年度の直近の実例でございます。当然、その計算の年度によって、導き出される答えの数字というのは変わってまいりますので、そのところは御理解いただきたい。

○委員（宮内 博君）

そこは当然、ごみ量というのは動きますので、そういうことはありうるという話なんですよ。ただ、正確にしたいのは、結局この140tという規模は、基本構想の中に書いてあるように、平成28年度から令和元年度の清掃センター、未来館、この実績を踏まえて、決定したんだよということで、共通理解をしてよろしいんでしょうかと。そのところを求めています。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

委員の言われるとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

それはそれでありましてけれど、相互支援協定の関係は、ここでいいんですか。

○委員長（仮屋国治君）

ここではないです。後もって。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移りたいと思います。次に資料1の4、運営コスト縮減及び資料2について、説明を求めます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

それでは、次に4点目の「運営コスト縮減」について説明します。今回の施設整備については、焼却炉の形式をガス化熔融炉からストーカ炉に変更することとしました。敷根清掃センターが整備された当時は、平成15年以前、熔融固化設備を有していることが国庫補助の要件であったことや、熔融により生じるスラグは道路基材としてリサイクルが可能であり最終処分場の延命化に寄与することから、熔融炉の竣工件数も多数ありました。しかしながら、平成15年度から熔融固化設備の整備が国庫補助事業の要件でなくなったこと等から、近年では、竣工件数が激減しています。なお、現在、ストーカ炉の焼却灰（主灰）は、技術の革新によりセメント原料にリサイクルすることが可能となっています。ストーカ炉採用のメリットとしては、約850℃で焼却するストーカ炉のほうが、約1,300℃の高温で熔融する熔融炉よりも構造が単純で部品も少なく操作や維持補修が容易であり、更には、燃料や電力使用量が少ないため、人件費、光熱水費、修繕費等の管理運営費が安くなります。また、一定規模以上の施設においては、熱回収により発電し、自家消費又は売電することが一般的となっており、今回の整備においても発電機を整備して、自家消費及び売電を行う予定しています。デメリットとしては、焼却残渣に含まれる金属類が酸化等により資源化できないことや、売却してきた熔融スラグは生成されず、リサイクル費用が必要な焼却灰が発生することが考えられますが、運営経費については、一定程度縮減できると考えていま

す。資料2を御覧ください。具体的な運営経費の縮減効果の試算について説明します。はじめに、伊佐北始良環境管理組合から脱退した場合と、脱退せず、組合に加入を継続した場合の令和5年度から16年度までの支出経費の比較についての試算です。試算に当たって現時点で確定していない事柄については、前提条件として整理し、この条件によって試算しました。また、現在、組合が策定している長寿命化計画では、未来館は基幹改良後10年間稼働の予定ですので、令和16年度までを比較しました。本市が組合の構成団体として残る組合継続加入の場合、令和5年度、6年度で実施する基幹改良工事の負担金が、5億3,100万円、この組合で保有する基金のうち本市に帰属する分の一部、2億5,300万円を充当するとして、追加負担が差し引き2億7,800万円です。なお組合が当該事業の実施に伴い借り入れる地方債（一般廃棄物事業債）の後年度の償還元金を含んでいます。また、この場合の負担額は組合で定めている計算式（均等割25%、人口割75%）が適用されます。解体撤去負担金についても、同様の計算式で算出すると3億1,400万円となります。次に運営費負担金は、改良工事中の令和5年～6年は現状維持、改良後の5年間は、改良効果でプラントの効率性が向上するため、改良前に比較して20%削減。その後の5年間は、人口減少やごみ減量化等の効果等で更に10%削減できると見込みました。この結果、加入継続した場合の費用の累計は17億9,900万円となりました。一方、脱退した場合、機能回復負担金（基幹的改良事業の負担分）、解体撤去負担金（解体撤去費用の負担分）、激変緩和負担金（組織運営に本市が責任を果たすことなどの負担分）の合計である「脱退負担金」の上限額は7億3,200万円です。これに本市に帰属すべき財産4億3,200万円を充当すると差引支払額は3億円となります。この場合、機能回復負担金には、均等割負担は適用せず、人口割は、平成15年から令和16年度までの32年間の霧島市の使用実績割に替えて算出します。解体撤去負担金は、均等割について32年分のうち20年分、人口割は、使用実績割に替えます。さらに、令和5年度～令和16年度までの牧園町万膳の新たなごみ集積場の計量器ほかの賃借費用等を含めた運営経費、株式会社三州衛生公社に委託している、一般廃棄物収集業務で、未来館から敷根清掃センターに搬入施設を変更することに伴う輸送距離延伸に伴う追加経費及び敷根清掃センターの処理量増加に伴う飛灰処理等に係る経費等、新たに生ずる経費の合計を年間4,000万円と見込んでいますので、令和5年度から16年度までの12年間で4億8,000万円です。この結果、脱退した場合の費用の累計は7億8,000万円となりました。したがって、脱退した場合、令和5年度から令和16年度までの12年間で、10億1,900万円の経費削減効果があるという結果になりました。次に、敷根清掃センターと（仮称）霧島市クリーンセンターの運営経費の比較です。この試算は単年度の経費で算出しています。敷根清掃センターの運営費は、概ね年間9億6,000万円です。また、市職員が7人在籍しており、給与が4,600万円で、合計10億600万円となります。一方、（仮称）霧島市クリーンセンターは、施設管理業務等の職員2人を残し、プラントの運転、持込者に対する指導等、施設修繕、手数料の徴収業務などを一括委託します。運転委託費は最大で年間7億8,500万円、職員給与1,300万円、粗大ごみ等を処理する第二工場の運営委託1億1,000万円で、合計すると9億800万円と試算しています。さらに、（仮称）霧島市クリーンセンターは余熱を有効利用し発電して自家消費するほか、電力会社等への売電を計画しており、7,000万円の収入を見込んでいます。したがって支出減が9,800万円、新たな収入7,000万円で、合計1億6,800万円の収支改善効果が見込めるという試算結果になりました。脱退による効果と新施設稼働に伴う改善効果の合計は、令和5年度から令和16年度までの累計で25億3,100万円と算出されました。最後に施設整備費を含めた比較ですが、はじめに説明した加入継続又は脱退の試算結果に、施設整備期間の敷根清掃センターの運営経費、（仮称）霧島市クリーンセンターの整備費、完成後の新施設の運営費の令和16年度までを比較しています。なお、施設の規模は組合からの脱退に影響されないため、様々な費用を加算していますが、財政効果は10億1,900万円です。

○委員長（仮屋国治君）

ただいま説明が終わりましたが、ここでしばらく休憩いたします。再開を午後1時といたします。

す。

「休 憩 午前 1 1 時 5 3 分」

「再 開 午後 1 時 0 0 分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

冒頭でおわびと訂正を申し上げます。前回の1月27日の会議のときに、伊佐北始良環境管理組合脱退に関する将来費用のシミュレーションという資料をお配りをいたしました。同じ資料が本日お配りした資料の資料2の一番上の表の部分でございます。前回の部分に誤りがございまして、数字が少し大きく出ていることが判明いたしました。それで、本日記りました、この資料2の一番上の資料ということで、訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。おわびを申し上げます。

○委員長（仮屋国治君）

それでは引き続き、運営コストの縮減について質疑を始めたと思います。質疑はありまか。

○委員（前川原正人君）

2点ほどお聞きをしておきたいと思っております。まず、運営費の縮減ということで、先ほど課長からあったわけですがけれども、今回の先ほどの午前中の宮内委員の質疑でもありましたとおり、4,000万円が運搬経費、いわゆる集積所からこちらに持ってくるという前提でしたときにということなんですけれども、その分が大体4,000万円ぐらい掛かるでしょうということで、口述の3ページの中にもあるんですけれども、これはいわゆる土地を借りる借地料、これなんか一応入っているという理解でよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

4,000万円の内訳でございますけれども、まず、ごみ収集の運搬委託の増額分、つまり、ごみステーションに今出しているごみを未来館に持っていってもらわなければならないわけですが、それを敷根に持ってきてもらう分の増の分で1,000万円。それから、敷根に持込みますと、敷根のほうで、今までよりもたくさんごみを処理することになりますので、当然それに伴って、焼却灰等がたくさん発生することになります。そういう新たな増加分の経費が1,300万円程度。それに牧園地区の集積場の運営経費ということで1,700万円程度ということで、この三つの合計で4,000万円程度ということで、現在のところ試算をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと今度は借り上げる、場所を借りるわけですよね。その分については、今回の部分には全く入っていないという理解でいいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今回、借地の部分の費用は入っておりません。

○委員長（仮屋国治君）

口述に賃借費用等を含めた運営経費という記載があるけれども。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 時 0 3 分」

「再 開 午後 1 時 0 4 分」

再開します。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

口述書の3ページの上から5行目です。新たにごみ集積場の計量器ほかの賃借費用等を含めた運営経費となっておりますが、この中には、先ほどの借地料というのは行っておりません。

○委員（前川原正人君）

ですから、先ほどの議論の中であったように、そういうふうに我々が見た場合に小さく見えて、実際やってみたら借地料が今度はまた出てくると。そうすると、最後の部分の脱退に伴う効果と、そして新施設稼働に伴う改善効果、令和5年から16年までの先々の話ですけど、それなんかを

見るとこれより増えるという理解になりますよね。そういうことにはならないんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど午前中に御説明しましたとおり、今回のこの牧園地区のごみの集積場については、委託設置ということで今検討を進めているところでございます。それに伴って、当然ながら、午前中、現地視察のときに、想定で書いております図面もお配りいたしましたけれども、事務所のそういう建物をどうするのか。あるいはストックヤードをどうするのか。それから計量器についても、市が整備をするのか、それとも、委託をする事業者側で整備をしていただいて運営経費として支払うのか、その辺がまだ決まってないというところでございます。ただ、私どもが聞き取りをした、先ほどから申し上げている1,700万円という中には、そういうものを事業者に設置していただいて、運営してもらったときにどれぐらいでしょうかということでお尋ねしておりますので、土地の借地料は含めておりませんが、今後詳細に詰めてまいります、それと現在、牧園・横川地区からのごみの集積ということを考えておりますけれども、市内の北部の地区からは、持ち込めるようにしてほしいというような要望があるというお声もいただいております。そういたしますと、当然ながら、ごみの量が増え、委託料も増えるということになりますので、様々、今後検討していく課題がたくさんあるという中で現在の見積りということで御理解いただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

それはもうあくまでもシミュレーションなわけであって、例えばこれまでも議論の中で、対策監は土地は買いませんよと。借りるんですよということをこれまでおっしゃって来たわけですよ。それは一つの方向性ですよ。しかし、今日の現地調査の中で説明をいただいたように、全体の7,300㎡のうちの約3,000㎡は使いますよと。そうすると、7,300㎡分ではないというのはわかりますよね。そうしたときに、大体その市の条例で定めている、いわゆる借地料ですよ。㎡単価に算定式がありますよね。それで見たときにある一定程度は分かる部分として、全部は分からなくても、大体概算でどれぐらいの借地料が発生するというような試算はできるんじゃないですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

当然ながら私どもも借地料については、現在交渉をしているところでございます。霧島市が保有している土地を貸す場合、これについては、霧島市公有財産規則の中で、普通財産の貸付料ということで、第37条に規定がございまして、当該普通財産の評価額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を年額とするというふうな規定がございまして。これに当てはめて土地建物の場合には年額で評価額の4%というのが、霧島市が、民間の方々にお貸しをする場合の費用ということになってまいります。この計算式でまいりますと、霧島市が貸すというふうに想定いたしますと、100万円を少し超えるぐらいの金額が、全筆の場合で、それぐらいの金額になりますけれども、ただ、これはあくまで公共が民間に貸す場合の想定ですので、民間の方々の要求される額とは違いますので、今後の金額については、変動があるものというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

私が言いたいのは、要は今おっしゃるのは、市が民間に貸す場合は評価額の年額4%ですよ。それはもう規定ですのでそれはそれでいいですよ。でも、民間から行政が借りるとなった場合は、やはりそれ以下ではないと思うんですね。それ以上だというふうな、価格が妥当であろうというふうな見方が、大体の線だろうと。そうすると、今後の削減効果とは別に費用がそれにまたプラスになっていくという、そういう理解でよろしいですねということ、問うているわけです。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

単純に増加するかというふうに問われますと、今の段階で、単純に増加しますというお答えはできません。といいますのは、当然ながら今後精査をしていきますので、減ってくる部分もある

でしょうし、増えてくる部分があると思います。トータルとしてどうなるかというのは、今のところ、見積り以上のものではありませんということでございます。

○委員（植山利博君）

先ほどから様々な議論があります。これまでも、本会議も、それから特別委員会もいろんな議論があるわけですが、今ここに様々示されている数字は、あくまでのまだ交渉段階でのシミュレーションですから、具体的に、例えば、令和5年度から16年までに累計で25億3,100万円と算出されているっていうのも、あくまでもアバウトで概算で決定を見ないシミュレーションだという理解を私はします。ですから、これからそれぞれの相手と委託先であったり、土地の所有者であったりと、具体的に話を詰めていく中で、きちっとした、事業計画なり、削減効果が幾らっていうのが出てくるんだろうと。だから、今の段階での見込みが、あくまでもアバウトな状況なんだろうというふうに理解せざるを得ないわけですよ。ただ、あそこに一緒に造ることによって、一定の、この25億円削減できるかどうかわかりませんが、ほぼそれにプラスマイナス20%が30%か分かりませんが、この削減効果が予想されるだろうと。そのことを受けて、一緒にやりましょうということだろうと思うんですけど、そこはいかがですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

はい、今委員がおっしゃるとおりのことで、全体として削減効果が見込めるというふうに判断をしたところでございます。

○委員（山田龍治君）

3ページの真ん中の段、市の職員が7人在籍していて、これが2名になると。この根拠はお示しいただけますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

現在、敷根清掃センターに職員が7名いらっしゃいます。今後、新施設のほうでは職員2名になると。といいますのは、今まで説明しているとおり、新施設に関しましては、DBO、設計施工、運営管理まで、一括して民間に委託する方向で考えております。その運営の部分なんですけれども、運営がほぼ100%、民間委託となるわけなんですけど、ただ、その運営を全て完璧に民間に委託するというわけではなくて、やはり、そこに来場される市民の方々、それから運営管理している業者との連携というか、調整ですね。そういうものがございます。また行政視察等があればその対応とかありますので、市の職員として、場長若しくはその補佐するという職員、最低でも2名は必要ではないかということで考えて2名ということをしております。

○委員（山田龍治君）

植山委員がおっしゃったとおり、あくまでも試算なので、2名という数字が状況によって増えることもあるということなんでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

私どもでは最低限必要ということで考えております。増えるということを経験点では考えていないんですけども、仮に1人だけでは、やはり1人に負担が掛かってしまいます。ですから、あえてもう1人ということで、最低2人が必要だということで考えております。更に増やすという話になりますと、その職員が何を担うのかということも検討しなければなりませんので、現段階では、場長とその補佐と1人ということで考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一つはこれまでの議論の中で、年間3万7,591tを処理しますというのが一つの大きな方針ですね。これが逆に、炉は一応大体これぐらいですと。その部分を消化ができない分については日数で消化していくんだということをおっしゃったんですね。日数で消化していくっていうことは、先ほどの議論の中で280日が大体一つの目安であろうと。だからこれが年間365日ですけど、目いっぱい100%ということはないと思います。しかし日数で消化をするとすると、その分の人件費が掛かってきますよね。日数を掛けるわけですので。そういうのも今回のこのあくまで

も、概算ですけど、この中に、入ってはいないんですか、入っているんですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

今、具体的に人件費という言葉がありましたけど、人件費については固定費ですので、そこに雇われている人間が増えたり減ったりすることはないので、人件費としてはもうほぼ変わらないということになります。ただ、先ほども最初に説明しましたけれども、ごみ量が増えれば、その分、必要な薬剤が増える。それから灰の量が増えるから、その灰の処理量が増える、こういったものは、多少増減してくると思います。

○委員（新橋 実君）

新しいクリーンセンターでは、施設修繕とか手数料の徴収業務などを一括して委託をするということなんですけども、その手数料は、これは市の収入にはならないんですか。どういうふうな形になるんですか。これ入ってないけど。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

ごみの搬入手数料につきましては、市の収入ということで、既に債務負担行為を設定する際に、その他財源として、20年分を見込んでいます。

○委員（新橋 実君）

今のところの支出減が9,800万円とか新たな収入が7,000万円とか書いてありますよね。ここに含まれているという理解ですか。それともどういうふうな形になっていますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

ごみ量が増減をしないという前提で、今でも徴収して、今も歳入に入っているわけですので、その部分については、この増減比較には影響しないという考え方でございます。今も具体的には、年間1億円の20年分を債務負担行為で20億円、運営費の財源として計上しております。現在も1億円程度の収入がございまして、その分については、増減としての比較の対象にはならないということです。

○委員（宮内 博君）

今回10億円を超える経費が削減できるということで示している中には、伊佐北始良環境管理組合から脱退をするということが大前提になっているわけですよね。そこで、確認したいんですけども、この伊佐北始良環境管理組合との関係について、全員協議会でこういう資料を配りましたよね。伊佐北始良環境管理組合から離脱をするという関係で、資料を配っているんですけども、そこには三つの基本的な事項が書いてあって、敷根清掃センターを建て替えるんだと。一つには、二つには、ごみの自区内の処理及び行政サービス水準のとの整合を図るんだと。三つ目には行財政改革の推進を図るという、こういうふうに掲げているんですけども、ここで、令和5年3月31日の脱退に向けて、組合に影響を及ぼさないために、どういう体制を構築をするのかという部分を書いてあって、本市脱退後の組合の運営にできるだけ支障が生じないように、脱退の協議を進めていくというふうにしてあるんですが、その前段のところ、構成市町間で新たな関係を構築して、関係を維持発展させるというふうにしてありますよね。これは今回、どういう形で、そのところの取りまとめをしたというふうに理解すればよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まず資料を読みますと、未来館の長期包括委託契約の終了と同時に、伊佐北始良環境管理組合から脱退すると。ただし、関係市町間で新たな関係を構築し、関係を維持発展させるということで、説明しております。このような説明をした後に、組合事務局のほうが中心になって動いていただきまして、11月に締結をした相互支援協定に発展をしたと。私どもとしては、伊佐市と、本市、それから湧水町の2市1町と組合を含めた関係を想定しておりましたけれども、組合の御尽力によりまして、始良市と、それからさつま町まで含めた、更に広域な関係に発展させることができましたというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

結果的に、始良市とさつま町を含むということになって相互支援協定を結んだわけですね。それで当然霧島市自体の廃棄物処理計画とも整合を図らなきゃいけないということが出てくるんですけども、昨年の一般廃棄物処理計画の中には、そのことは書いていないですよ。実際に今、対策監のほうで、御回答がありましたけれども、全員協議会で説明をしたのは、あくまでも構成市町間での新たな関係の構築ということであって、いわゆる隣接する市町間を含めた新たな構築ということにはなっていないんです。それで本来この新たな構築をする最も大きな責任を持つのは霧島市なわけですよ。脱退を申し出たわけですから。伊佐北始良環境管理組合が、積極的にやるべきことではなくて、霧島市がしなきゃいけないということだったんですけど、今の対策監の回答では、霧島市は構成市町間でということだったけれども、組合が努力をしてと。こういう御回答であったわけですけど。霧島市の昨年4月の一般廃棄物の処理計画の中には、そのことは盛り込んでいないですよ。

○市民環境部長（本村成明君）

昨年とおっしゃいますと、令和2年4月に策定した、一般廃棄物処理実施計画でよろしいですか。この計画の中には、広域的な連携協力体制ということは記述しておりません。

○委員（宮内 博君）

なぜここには、近隣市町との関係が書かれなかったんですか。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほど対策監も答弁いたしましたけれども、令和2年4月以降の段階で、隣接市町との広域連携協力体制について、議論をしましたので、この段階では記述がなかったというふうに理解しております。

○委員（宮内 博君）

それはいつごろそういう方向になったんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず、脱退については以前から説明しました。地域との連携が、協定書を結ばれたのが、昨年11月でございます。令和2年の一般廃棄物処理実施計画を策定したのが令和2年4月でございますので、締結されていないものについて、こちらのほうに載せるということについては、まだ協議が進んでいませんので、載せていないということでございます。組合議会全員協議会でも説明しましたが、令和2年5月からでございますので。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

伊佐北始良環境管理組合の組合議員全員協議会で説明したのが、令和2年5月21日の木曜日でございますので、4月の先ほどの計画の後から、この5月21日までの間で、どういうふうに脱退と、それから近隣市町との協力を作っていくかというような議論を庁内で進めて提案をしたということでございます。

○委員（宮内 博君）

確認しますけど、4月の段階では、隣接市町を含むという議論はなかったけれど、5月までの間にその協議を開始したということですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

議論が全くなかったかという、そういうことではなくて、計画書に書くまでの具体化がされていなかったということございまして、以前から、当然ながら隣接市町との関係ということについては、このごみの関係だけではなくて様々な協力体制を今までも、これからもしていかなければいけないわけですから、その部分では、様々議論あったわけですけども、廃棄物計画作る段階では、計画書に記載するほど熟度が達していなかったということでございます。

○委員（宮内 博君）

始良市の受け止めはもう既にその段階で内容が熟していたという状況だったんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

令和2年4月、そのところで始良市がどうこうということに関しては、私どもでは把握してなかったところでございます。

○委員（宮内 博君）

始良市の廃棄物処理計画を見ますと2020年5月に策定をされているんですけど、その廃棄物処理計画の中には、近隣市町との連携を含めた各種検討を行うというのをはっきり書いてありますよね。ということは受ける側の始良市はそういうふうに認識をして計画の中に盛り込んだと。申し入れる側の霧島市は計画に盛り込んでいないと。こういう矛盾が生じるわけですけど、そこはどんなふうに説明されるんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほども御説明したとおり、私どもとしては、伊佐北始良環境管理組合の組合の構成市町の間で、当時議論しておりましたのは、今は構成市町という形の非常に固い関係の中にあると。これをどうやって柔軟な関係で、相互支援ができるかという方向で検討していく中で、こういう新たな関係を構築する。具体的には相互支援協定みたいなものが結べないのかという議論を進めていったわけでございます。一方で、今回この労をとっていただいた伊佐北始良環境管理組合では、それ以前から、始良市やさつま町とも、そういう連携の形を模索しておられたという部分があるやに聞いております。なので、私どもの意向と組合の意向が合致したことで、今回の広域協力体制が組めたものというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

始良市は、平成30年以前から、焼却炉の定格能力を超える運転をせざるを得ないということで発信していますよね。当然先ほど対策監がおっしゃったように、始良市、伊佐市含めて、例えば介護保険組合などでも同じテーブルで議論をする。そういう機会があるわけですから、そのときに、そういったことってというのは当然知る環境にあったと。こういうふうに思うんですけど。そういうのは全くなくて、そんなふうにその近隣市町との連携を進めていく中で、結果的に始良市の窮状を救済するような形で、伊佐北始良環境管理組合のほうには、年間4,000万円の焼却手数料が入るといようなことで、計画がされるということになっているんじゃないんですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

委員も御承知のとおり、始良市はかなり以前から人口が増え続け、そして大規模な店舗等も出来て事業系のごみも増えてということで、もともとの能力、定格の処理量を超えるような状況に以前からなっておりました。そういう中で、また、始良市においても恐らくあと何年か後には、基幹改良ということをやっつかないといけない時期がありまして、それに合わせて、焼却炉を増設するのか。基幹改良をしながら地域の自治体と連携して、その改良期間を乗り切っていくのかというのを、かなり以前から問題視して、いろいろと事務担当者レベルで御検討されているという話は当然我々も水面下というか、その事務担当者レベルでのお話は聞いておりました。ただ、具体的にどういうふうにするかということについては、そういう話は、具体性を持っては聞いていなかったわけで、一つの始良市が抱える問題として、そういう話は聞いていたのは事実でございます。ただ、今回、我々が脱退をする流れの中で、非常に双方で、伊佐北始良環境区管理組合と始良市との間で、いろいろと都合のよい部分があったので、急速にそういう方向に進んでいったのではないのかなというふうに推察はしております。ただ具体的に、組合側から相談を受けたとか、そういうことはなかったということでございます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

それと、今、委員が、始良市から伊佐北始良環境管理組合にごみ処理をお願いして、その費用を組合のほうで、将来の財政計画の中で計上しているというお話がございましたけれども、その資料については、霧島市と、それから霧島市出身の組合議員の皆様方は、御説明を受けておりませんので、そのことについては、組合内部で検討されていたこととございまして、私どもはそのことについては、わからないところでございます。

○委員長（仮屋国治君）

宮内委員、関連ではありますけれども、ただいまの調査項目からは若干ずれがきておりますので、その辺は調整をしていただけませんか。

○委員（宮内 博君）

わかりました。結果的に、それを知らなかったっていうのは非常におかしな話で。霧島市も伊佐北始良環境管理組合の構成市町でありますから、普通に考えたらそれは、通じないことだというふうに思うんですけど。だから、この相互支援協定というのは、結果的に、霧島市の新しいクリーンセンターでも活用しうるものになってくるわけですよ。さつま町や、始良市で、そういうごみを処理できないような状況があったときには、恒常的にそういう支援ができるという規定になっていますから。第2条3項ではですね。そういうことも含んでいるということで理解をすればよろしいんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

はい。今おっしゃるとおりでございまして、私ども将来に向けて、当然ながら、企業誘致ですとか、あるいは店舗の誘致ですとか、始良市が今、困っておられるのは事業系の一般廃棄物が非常に増えたというようなことと、人口増に伴う、家庭系のごみが増えているというような、ダブルパンチを受けていらっしゃるというふうな話も伺っております。本市においても、そのような事態がないわけではないですので、いずれにいたしましても、広域でごみ処理ができるということについて、セーフティーネットが出来たというふうな認識でございまして。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次の項目に移りたいと思います。次に資料1の5、事業方式の検討及び資料3について執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

5点目の事業方式の検討について説明します。事業方式につきましては、プラントメーカーを対象としたサウンディング調査や検討委員会における評価検討により、①現在本市で行っている従来方式の公設公営方式、②施設の設計から建設、運転・運営までを一括して発注する公設民営方式いわゆるDBO（Design Build Operate）、施設の設計から建設、運転・管理までを民間事業者に一括発注し、資金調達も民間事業者自らが行うPFI方式のうち、③施設完成後、施設の所有権を自治体に返還するBOT方式、④施設完成後も施設を民間が保有し、施設の運営終了後自治体に所有権を譲渡するBOT方式の4つの事業方式を選定し、VFM（バリューフォーマネー：経済的優位性）や全国の先進事例等を踏まえながら、公設民営方式（DBO）を採用することを決定しました。事業者の選定方式につきましては、平成18年7月に環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部が策定した廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きにおいて、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと規定されており、それを実現する総合評価落札方式を廃棄物処理施設建設工事の発注・選定方式の基本として、積極的に導入することが推奨されています。また、新施設については、標準的技術、機能等は最低条件として、価格のみならず応札者の持つ新しい技術やノウハウなどを含めて評価し、長期的に安定的かつ適正にごみを処理できる施設であることはもちろんのこと、防災や環境学習、地域貢献等、幅広い分野で能力を発揮できる施設として整備したいと考えていることから、事業者の選定については、総合評価落札方式を採用することとしました。次に、ごみ焼却施設整備・運営事業について、設計・建設・運営を一括して発注するDBO方式として総合評価落札方式で実施された事例について、説明します。資料3の1ページをご覧ください。熊本県の宇城広域連合の事例です。設計・施工期間は、契約締結日から令和6年3月まで、運営期間は、令和6年4月から令和26年3月までの

20年間です。施設の規模は、処理方式が全連続焼却方式ストーカ炉です。処理能力は、1日当り43tの焼却炉が2炉で合計86t/日です。総合評価点の算出結果をご覧ください。入札価格の得点に非価格要素の得点を加えた総合評価点です。ばらグループが最高得点の789.58点となり、落札者として決定されています。ばらグループの代表企業は、日立造船株式会社です。なお、入札参加3グループのうち、ばらグループの入札価格は一番低い価格でした。次に、2ページをご覧ください。愛知県の西知多医療厚生組合の事例です。総合評価点の算出結果をご覧ください。入札価格の得点に非価格要素の得点を加えた総合評価点です。ききょうグループが最高得点の76.56点となり、落札者として決定されています。ききょうグループの代表企業は、株式会社タクマです。なお、入札参加2グループのうち、ききょうグループの入札価格は一番低い価格でした。次に、3ページをご覧ください。鹿児島県の南薩地区衛生管理組合の事例です。総合評価点の算出結果をご覧ください。入札価格の得点に非価格要素の得点を加えた総合評価点です。あおグループが最高得点の78.71点となり、落札者として決定されています。あおグループの代表企業は、日立造船株式会社です。なお、入札参加3グループのうち、あおグループの入札価格は一番高い価格でした。次に、4ページをご覧ください。佐賀県東部環境施設組合の事例です。総合評価点の算出結果をご覧ください。入札価格の得点に非価格要素の得点を加えた総合評価点です。恵比寿天グループが最高得点の82.13点となり、落札者として決定されています。恵比寿天グループの代表企業は、日立造船株式会社です。なお、入札参加2グループのうち、恵比寿天グループの入札価格は一番高い価格でした。次に、5ページをご覧ください。熊本市の事例です。総合評価点の算出結果をご覧ください。入札価格の得点に非価格要素の得点を加えた総合評価点です。緑グループが最高得点の91.52点となり、落札者として決定されています。緑グループの代表企業は、JFEエンジニアリング株式会社です。なお、入札参加6グループのうち、緑グループは4番目に低い価格となっています。以上、5事例では、落札者の決定は、価格の他に価格以外の条件や要素を評価の対象に加えて、総合的に評価し、総合評価点の最も高い者を落札者として決定されています。

○委員長（仮屋国治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原 勇君）

2点だけお尋ねいたしますが、今回、高額な新クリーンセンター建設になると思うわけですが、できれば本市の地元業者の入札参加ができるようなことは考えられないものか。それから、プラントは大手企業でなければいけないと思うんですが、様々な巨額な投資ですので、これらも地元の業者への発注とは考えられないものですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

総合評価方式で行いますけれども、まず入札に関しましては、当然ながらプラントメーカーを中心に、建設等を行う企業ですとか、運営まで含めて、様々な企業の合同体という形で参加されています。その中で、当然ながら、県内企業、あるいは九州内の企業、あるいはそれ以上の企業、地元の企業、様々な企業と連携をとられて応募があったところがございますので、そういう中から選んでいくということになります。それともう一つは、落札企業が決まった後に、先ほどから申しておりますとおり、一社でできる事業でございますので、様々な企業が参画をしております。そういう中で、非価格要素の中で、地元企業がたくさん参加できているというようなことを評価できるような手法を考えているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

実は国分時代に、今の現在の敷根清掃センターを建設するときは、タクマに発注されたわけですが、そのとき市のほうも35%から40%は参加できるというのを聞いてったんですよ。その辺の経過のことは聞いていらっしゃいませんか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

申し訳ありません。今の御質問の経過については存じていないんですけども、先ほど対策監のものに、補足説明させていただきますと、この2回目の委員会のときに、お配りいたしました資料、入札説明書の8ページを御覧ください。第3章の入札の参加に関する条件等の中の大きな1番の(5)こちらのほうに参加企業ですけども、構成企業には、地元企業を少なくとも1社を含むことという条件をまずは付けております。それと、同じく入札説明書の27ページを御覧ください。27ページ(6)、こちらに雇用、下請人等の地元企業への配慮ということで、読ませていただきますと、ア雇用については可能限り地元雇用に配慮すること。なお地元は本市内をいう。関係法令に基づく雇用基準等を遵守すること。イ下請人等を選定する際は、可能な限り本市内に本店又は本社を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、可能な限り本市内の企業を活用するよう努めること。事業者は、本施設の周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めることという条件を付けております。提案書のほうで、このようなことも含めて、応募企業が提案してまいりますので、そのこともしっかりと採点されるかと思えます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

もう一つ付け加えさせていただきます。同じく資料の落札者決定基準という一番後ろから3番目の見出しがみついているところの8ページ、三つ折りで、A3のものが挟み込んであります。その大きな項目の4番目の(3)地域活性化に貢献する施設、①地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっていることを評価する。2番目で本事業の実施に関して地元雇用に最大限配慮した具体的な計画になっていることを評価するというので、ここの配点を一番右側に見ていただくと、5点ということで、大きな配点になっております。60点のうちの5点ですからかなり大きな配点なんですけれども、こういう評価の中で、具体的に評価していくことを考えております。

○委員（久保史睦君）

関連で、勉強不足で確認なるかもしれないですけど教えてください。今の既存の敷根清掃センターがありますけれども、これを建設するときに、まず談合があったかなかったか、そのときの違約金が何%だったか。まずそこから教えてください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

現在の敷根清掃センター、タクマのプラントですけども、これに関して談合の情報というのは入っておりません。皆さん御存じの方はいらっしゃいませんけども、南部し尿処理場ではそういう情報があったというのは記憶しております。通常の建設工事の請負について、そういうようなものがあれば、契約金額の1割10%というのが今一般的なものと記憶しております。

○委員（久保史睦君）

すいません。私見落としていたかもしれないんですけど、今後造られているこの計画の中で、同じく関連で、この談合があった場合の違約金は何%に設定をされているか。また、同等の建物を造るときに、全国的に見てその違約金のパーセンテージの設定が適正だと認識しているかどうか、そこだけ教えてください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

工事請負契約の約款の規定で、ほぼ契約金額の10%、1割というのが通例でございまして、工事ごとに、違約金のパーセンテージを決めるということではないと思っております。

○委員（久保史睦君）

わかりました。今の答弁を私はそのように認識をしておきます。全国的に見て、大体これぐらいの規模の事業所を建設するときに大体1割程度ということで認識しておいてよろしいですね。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

規模の問題ではなくて、工事請負契約の約款で、安かろうが高かろうが、工事請負金額の10%というふうになっていると思っております。

○委員（新橋 実君）

関連ですけど、そのときは、総合評価方式というのはあったんですかね。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

総合評価方式ですけども、余り数はなかったと記憶しています。環境省の先ほど言った、大臣官房が推奨している廃棄物処理施設建設工事等の入札と契約の手引きというものがございませう。これが策定して公表されたのは平成18年7月でございます。敷根清掃センターが入札されたのは平成15年以前ですので、この規定に沿ってない可能性はあるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

確かにタクマがとったときは、非常に安い価格で落札したということで、大分、あれを呼んだのですけれども。今回のこの予定価格ですけども、これはどういった基準で誰が策定されたのか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

金額については、概算事業費等、検討委員会の中で検討してまいりました。およそ全国的な同規模の同じような種類の施設のそういった落札価格のベースというのをプラントメーカーからいろいろと聞き取りを行いまして、プラントメーカーからも、参考見積り等をいただきまして、そういったものを参考に全国の傾向を見て、最終的に価格を設定していったということになります。

○委員（新橋 実君）

概算予算ということですけども、実際これが、実際霧島市クリーンセンターの予算となるわけです。結局この入札で、例えばその予算にできるだけ近い金額で、例えば金額は、高くても、運営業務のほうが点数が非常に高ければ、金額が幾ら高くても、そちらのほうが増してしまうと。結局この金額に近いほうがより近くて、運営の件数が多ければ、そちらが決まってしまう、そういうことで確定するということですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

総合評価方式なので、技術点もそういった今言われたように価格点も。その中で、運営費と建設費を一括して価格点を決めるというやり方もありますが、我々は建設費と運営費とを分けて評価をする形をとっております。その理由としては、建設費については、国の補助金があったり、起債の償還の分があったり交付税措置があったりとかするので、ただ、運営費につきましては丸々、市の持ち出しということになりますので、そういった意味で、運営費のほうの配分を大きくしているということになります。

○委員（新橋 実君）

だからですよ、建設費は40点しかないわけですよ。運営費は60点あるわけですよ。運営費のほうに点数が大きいわけですよ。そうなった場合、どうしてもそちらの方に偏るのではないかと。私には聞いていますよ。

○委員長（仮屋国治君）

今、運営費を勘違いされたのではないですか。説明してください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

総合評価方式の点数配分でございますが、100点満点のうち価格点が40点、非価格点が60点ということでございまして、またその価格点の中を、建設費と運営費に点数を配分しているということでございます。

○委員（新橋 実君）

価格点の中で建設費と運営費はどういうふうな配分になっていますか。

○環境衛生課衛生施設グループ主査（四本 久君）

価格点の配分につきましては、建設費のほうに16点になります。運営費のほうに24点ということで、合計で40点の価格要素点というふうにしております。

○委員（新橋 実君）

私勘違いしていましたが、この比較要素が非常に大きな60点という配分を占めているわけですが、これでほとんど逆転するわけですね。だから、確かにこれから20年30年使っていないといけない施設ですから、ある程度はやむを得ないと思うわけですが、あと業者もですね、8業者と、全国でも8社しかいないわけですね。だから、これも回りまわって順番に取っているようなあれもあるというような話も聞くわけですが、だから、こういったことも含めて、いい事業者にとってもらわないかとは思っているわけですが、しっかりとした対応というか、この委員の方が決定されるわけですが、金額だけとか、そういう非価格要素、その辺もしっかりと見極めて対応していただきたいと、これは要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

示していただいた資料3の落札結果は、いわゆる落札価格が最も低い、高いということにかかわらず、総合評価点が高かった事業者が落札をするということになっているわけですが、これはそういうふうにするべきだという何か指針が示されているんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほど言いました環境省のほうで策定いたしました廃棄物処理施設の建設工事の入札、それから契約の手引きというものが、環境省のホームページ等でも御覧できると思っております。その中に、先ほど口述書でも言いました、総合評価落札方式、これを基本として、市町村に強く導入することを推奨するというように示されております。

○委員（宮内 博君）

示された、資料3の焼却炉の落札価格はそれぞれ分かるんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

こちらのほうは私どものほうで独自に当該事業体のホームページ等にアクセスしまして、知った情報なんですけど、こちらのほうで公表されたものをそのまま載せております。ですので、その中で、焼却炉が幾らで運営費が幾らということで載せていらっしやらないところがありますので、その辺はわからないということでございます。申し訳ございません。ほかのところを見ていますので、少々お時間ください。

○委員長（仮屋国治君）

ほかの質疑から先に進めます。質疑はありませんか。

○委員（山田龍治君）

今、委託運営している民間企業の方は、霧島市で在住されて、仕事されている方がいらっしやるんですね。運営されていらっしやると思うんですけど。この運営が、変わった場合、この方々は、状態としては失業する形になるかと思うんです。この10年以上も働いている方がきつといらっしやると思うんですけど、失業されるという状態になる。そして年齢的に転職ができないような年齢で、退職をされるような状況になるかもしれない中で、その方々の市としての対応策というのは何か考えていらっしやるのでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今タクマテクノスという子会社が運営しているわけですが、タクマという会社も日本で有数のプラント企業でございます。私どもが、最初にお声かけをした中に入っているわけですが、もし仮に、今の会社以外のところがとられた場合は、当然ながら、そういう部分については、会社としてきちんと対応するようという指導はしていきたいというふうに思っておりますし、他自治体の事例でいきますと、そういう方々を、新しいところが、地元雇用として引き受けたというような事例もあるようでございます。様々、その辺は、今後、落札結果が出た後のことになろうかと思っておりますけれども、市としても、指導はしてまいりたいと考えております。

○委員（山田龍治君）

勤めている方もそのような不安を抱えているというのも私も耳にしておりますので、その辺の

配慮を市のほうも頭に入れて、していただけるとありがたいなど。当然、民間企業で勤めている方が選んだ結果、退職されたというのは理解できるんですけど、そうではなくて、もう業者が変わったから、はい、さようならってということがないように、市のほうもフォローしていただけるとありがたいです。要望です。

○委員（新橋 実君）

全国に8社こういう事業体があるわけですが、この事業体に対して、今説明があったところを見ると2社しか入札に参加しないところもあったり、6事業体入っているところもあるわけですが、霧島のこのクリーンセンターを造るに当たって多くの事業者が参加できるような対応、体制といいますか、その辺をどういうふうと考えていらっしゃいますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

御質問がありました、大手のプラントメーカーが8社ありますけれども、最低でも、この8社が十分に入れる条件になっていると考えております。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まずやはり、予定価格を設定するに当たって、余りにも、安い価格を設定しないと。事業者が参加しやすい体制というのはやはり、どれぐらいの予定価格を設定するかということが一点。それからもう一つは、相手方が、十分に参加するという意思が決められるように、様々なデータを公表していくということで、それ以前にも、メーカーの方々が、お尋ねになっておりましたので、例えば、地質のデータですとか、そういうものについては、希望されるところに全て公表したりとか、そういうような形で、参加の意思決定をしたいような情報提供してきたところでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、先ほど言いましたけれども、この予定価格の選定に当たっては、この8事業体の全てに対して、呼びかけをして、この予定価格は積算されたという理解でよろしいですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

参考見積りというのを2回お取りしております。その中で、呼びかけをいたしまして、残念ながら辞退されるメーカー等もいましたけれども、そういうことを公平にやりながら、そういうのを見て決めてきたということです。参考見積りでも、1回目は8社のうち1社辞退をされまして、2回目のときは6社回答がございました。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほどの宮内委員の質問でございます。今、各事業体が落札者を決定した際に、審査講評というものを、一式ホームページ等で公表しています。その中を今の5事例について確認したのですが、全て、建設と運営と、この二つについての価格しか公表されておりませんので、その中で施設ごとの金額というのはわからないという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

金額がわからないということで比較のしようがないんですけど、ただ資料2のところ、示しております、建設費を含む経費比較シミュレーションというのがありますよね。これでは組合脱退Bのところ、314億円というふうに記載をされているわけですが、その中で、いわゆるクリーンセンターの整備費用というので、金額が示されて、189億3,100万円ということになっているんですけども。当委員会、初回に示された資料ですね。これでいくと、全国の1t当たりの落札価格は安いところで、6,696万円と。高いところで9,180万円ということになっていたんですけど。この最高額の9,180万円を140tに乗じた場合、1億円としても140億円ということになるかと思うんですけど、そうしますとかなり50億円ぐらい高いというような形が示されているんですが、そこら辺はどんな判断をされていらっしゃるのか、お聞きしておきます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

この表に入れております189億3,100万円というのは、債務負担行為の限度額でございます。

この中に入っておりますのは施設建設本体、それから九州電力の送電網を利用させてもらって、九州電力若しくはそれ以外の電力会社に、電力を販売するというようなことを想定しております、九州電力に支払わなければならない負担金というものがございます。その負担金がこれもまだ確定していませんが、最大で25億円。税を入れますと27億5,000万円ですけれども、その金額。それに、当初予算で計上しております、施工に関する施工管理費、この三つを合わせた金額が189億円ということでございまして、建設費本体だけで考えると、159億8,300万円になろうかというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

建設費では159億8,300万円ということでありましたが、先ほどの、いわゆる総合評価方式の関係に戻りますけれど、これの評点を高く得た事業者が落札をすると。金額は問わないというようなことです。最高額の入札価格で入れても、評点のほうで評価されて、そこが落札される業者となっているという例もありますので。そういうことかなというふうに思いますけれども。そうしますと、その評点を付けるいわゆる、運営事業検討委員会ですね。その評価が、どの業者が落札するかを左右するということになるというふうに思うんですけど。いわゆる市の職員は別としまして、8人いらっしゃるわけですけど、8人いらっしゃる中で、いわゆる学識経験を有する方、複数いらっしゃいますよね。こういう方たちは、名簿を見てみると、全国のあちこちの焼却炉の建設の委員会に所属している人がいらっしゃいますけれど、それらの方たちは、全国のどのような委員会に所属をされているか。その辺はわかっていたら御紹介いただけますか。

○環境衛生課衛生施設グループ主査（四本 久君）

実績が手元にございませんで、記憶に残る中で回答させていただきたいと思いますが、石本先生は地元の第一工業大学の工学部の教授ということで選出しております。実績は聞いてはおりませんが、現在指宿の運営の事業者選定のほうに、委員で入っていらっしゃって、今も活動していらっしゃる状況でした。全国都市清掃会議の荒井部長は、非常に多数入っていらっしゃいます。その中で、熊本西部等に従事されています。鳥居先生のほうが熊本大学の工学部、大学院の先生です。こちらも多くて、例えば近隣では北薩広域ですね。出水とか阿久根のほうの選定委員に入っていらっしゃいます。あと、熊本西部、今紹介のありました、宇城で、菊池環境。こういうような実績があるようでございます。

○委員（宮内 博君）

結局、そういう方たちが入ったところの事業者っていうのは関係なく、落札業者は、一定の業者に偏っているというようなことは、見られないということで理解してよろしいでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

先ほどの鳥居先生でございますけれども、資料3の5ページ目の熊本市のこちらの選定委員にも入っていらっしゃいました。熊本市のほうは、4番目に低い価格のところの業者がとられたと。それと、資料3の1ページ目の宇城広域連合ですけども、こちらのほうは、一番安い価格を入れたところが取られたと。ここにも鳥居先生が入っていらっしゃったということですので、価格とかそういうことじゃなくて、総合的に評価されて決まっているんじゃないかというふうに判断しております。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

2回目の会議のときの資料の入札説明書、13ページを御覧ください。第4章事業者の選定、1落札者の決定というところの(2)提案書の審査ということで、委員の名前がここに記載してあります。委員の名前が書いてある下のところがございますとおり、なお本事業の落札者決定までの間に、入札参加者や、それと同一と判断される団体等が本事業について、検討委員会の委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように、働きかけを行った場合は失格とするという条件を付しておりますので、中立な選定がされるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

落札のときですが、結局、業者名を伏せて名前を出さずにどこの業者がそれを出しているかというような、そういった選定の仕方ですね。その辺はどういうふうな形で考えていらっしゃるのか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど課長が説明いたしました、先行事例の中でございますとおり、会社名を出さない、例えばバラグループとか、あるいは、色で付けた赤白とかですね、そういうような仮の名称を付けて、見ていただく書類についても、会社名が出てくる部分は全て黒塗りにして、委員の方をお願いをして評価をしていただくという手法をとります。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時16分」

「再開 午後 2時19分」

休憩前に引き続き会議を開きます。以上で本日予定していました調査を終わったところですが、まず先進地視察について、御案内を申し上げたいと思います。御手元に配付しておりますけれども、予定日を4月23日金曜日、ここに書いてございますように9時出発、11時から12時、宇城広域連合の視察、そして移動をしまして、14時から、八代視察。帰庁を17時ということで、執行のほうを整えていただきました。ただし、下のほうにありますように、熊本県のリスクレベルが今3だそうです。これが2に下がれば視察を受け入れるということになっております。ということで、一応この日程をスケジュールに入れていただきまして、1週間前までには確定したいと思いますので、もし、レベル2に下がった場合は視察を行うと。レベル3場合は、1か所だけ行って帰るのか、又は室内調査にするのか。その辺のところは、委員長、副委員長に御一任いただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきたいと思います。そうしましたら、室内調査に入りました場合、今後の展開ですけれども、1回か2回だというふうには考えておりますけれども、調査の要望とか、何かございましたら御意見をいただきたいと存じます。

〔「なし」と言う声あり〕

もう執行部呼んだ調査ということがないとなれば、自由討議、それぞれの会派からまた意見を出し合ってもらってというような形になるかと思っておりますけれども、そのような形で進めていってよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それでは、そのようにさせていただきます。その他で何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日はこれで散会をしたいと思います。

「散会 午後 2時25分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 仮屋 国治